議員提出議案第２号

尼崎市議会個人情報の保護に関する条例について

尼崎市議会個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

令和５年３月６日提出

尼崎市議会議員　土岐良二
同　都築徳昭
同　林久博
同　東浦小夜子
同　藤野勝利
同　辻信行
同　松岡洋司
同　佐野剛志

尼崎市議会個人情報の保護に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　個人情報等の取扱い（第３条－第１８条）
第３章　開示、訂正及び利用停止
　第１節　開示（第１９条－第３１条）
　第２節　訂正（第３２条－第４０条）
　第３節　利用停止（第４１条－第４８条）
　第４節　審査請求（第４９条－第５１条）
　第５節　雑則（第５２条－第５４条）
第４章　雑則（第５５条－第５９条）
第５章　罰則（第６０条－第６４条）
付則

第１章　総則

（この条例の目的）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、尼崎市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いについて必要な

事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

⑴　保有個人情報　議会の事務局（以下「議会事務局」という。）の職員（以下「議会職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものをいう。ただし、公文書（議会職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、議会職員が組織的に用いるものとして議会が保有しているもの（尼崎市情報公開条例（平成１６年尼崎市条例第４７号。以下「情報公開条例」という。）第２条第２号ただし書ア及びイに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

⑵　個人情報ファイル　保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

２　前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

第２章　個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第３条　議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（市の条例を含む。第１１条第２項第２号及び第３号並びに第３章において同じ。）

の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第４条　議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

⑴　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

⑵　利用目的を当該本人に明示することにより、当該本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

⑶　利用目的を当該本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第５条　議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第６条　議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第７条　議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第８条　議会は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者がその委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第９条　個人情報の取扱いに従事する議会職員若しくは議会職員であった者、前条第２項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第１０条　議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が別に定めるものに該当する事態が生じたときは、別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

２　議長は、前項に規定する事態が生じたときは、別に定めるところにより、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

⑵　当該保有個人情報に第２１条に規定する不開示情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第１１条　議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のた

めに保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
⑴　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
⑵　議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
⑶　尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年尼崎市条例第　　号）第２条第１項に規定する実施機関、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
⑷　前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する市の他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
４　議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の部局又は議会職員に限るものとする。
（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第１２条　議会は、利用目的のために又は前条第２項（同項第３号又は第４号に該当する場合に限る。）の規定に基づき、保有個人情報を提

供する場合において、議長が必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第１３条　議会は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、議長が必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第１４条　議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第５６条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

２　議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第４１条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

４　議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同

条第２項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

５　前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者がその委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第１５条　議会は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、議長が別に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

２　議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第４３条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

３　議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　前２項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者がその委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（個人情報を利用する業務の報告）

第１６条　議長は、個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、別に定めるところにより、議長が別に定める事項を審査委員会に報告しなければならない。

２　前項の規定は、議長が同項の規定による報告を行った業務に係る事項で議長が別に定めるものを変更しようとするとき及び当該業務を廃止したときについて準用する。

（個人情報ファイルの保有に関する報告）

第１７条　議長は、議会が自ら個人情報ファイル（議長が別に定めるものを除く。）を保有しようとするときは、別に定めるところにより、議長が別に定める事項を審査委員会に報告しなければならない。

２　前項の規定は、議長が同項の規定による報告を行った個人情報ファイルに係る事項で議長が別に定めるものを変更しようとするとき、当該個人情報ファイルの保有をやめたときその他議長が別に定めるときについて準用する。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１８条　議長は、別に定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイル（議長が別に定めるものを除く。）について、それぞれ議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、議長は、記録項目（個人情報ファイルに記録される項目をいう。以下同じ。）の一部若しくは議長が別に定める事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは当該事項を個人情報ファイル簿に記載せず、又は当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第３章　開示、訂正及び利用停止

第１節　開示

（開示請求権）

第１９条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第２０条　開示請求は、議長が別に定める事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

２　前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、その開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、当該開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第２１条　議長は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、その開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

⑴　当該開示請求者（第１９条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第３号、次条第２項並びに第２９条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

⑵　当該開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるも

のを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（ウにおいて「第三者情報」という。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令の規定により又は慣行として、当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員若しくは職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員又は地方独立行政法人の役員若しくは職員をいう。以下ウにおいて同じ。）である場合において、当該第三者情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該第三者情報のうち、当該個人に係る公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は当該開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

イ　議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の

性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⑷　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑸　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第２２条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除

くことができるときは、その開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（その開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、当該個人の氏名、生年月日その他の当該個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第２３条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第２４条　開示請求に対し当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第２５条　議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、その開示請求者に対し、書面により、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を通知しなければならない。ただし、第４条第２号又は第３号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

２　議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、その開示請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第２６条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、その開示請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、第２０条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、その開示請求者に対し、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第２７条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、当該開示請求があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、その開示請求者に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（議長等が欠けている場合の特例）

第２８条　前２条の規定により開示決定等をしなければならない期間（以下この条において「開示決定等期間」という。）の計算については、議長及び副議長がいずれも欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、開示決定等期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第２９条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第

５０条第１項第３号及び第５１条各号において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　議長は、次のいずれかに該当するときは、第２５条第１項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該号に規定する第三者に対し、別に定めるところにより、書面により開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

⑴　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第２１条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

⑵　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第２３条の規定により開示しようとするとき。

３　議長は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、議長は、当該開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第３０条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されてい

る文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

２　議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

３　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が別に定める事項を申し出なければならない。

４　前項の規定による申出は、第２５条第１項の規定による通知があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（法令による開示の実施との調整）

第３１条　議長は、法令（この条例を除く。以下この条、次条第１項及び第４１条第１項において同じ。）の規定により、開示請求者に対しその開示請求に係る保有個人情報が前条第１項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第２節　訂正

（訂正請求権）

第３２条　何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限

りでない。
２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続）
第３３条　訂正請求は、議長が別に定める事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
２　前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、その訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（保有個人情報の訂正義務）
第３４条　議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
（保有個人情報の存否に関する情報）
第３５条　第２４条の規定は、訂正請求があった場合について準用する。
（訂正請求に対する措置）
第３６条　議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、その訂正請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
２　議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、その訂正請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
（訂正決定等の期限）
第３７条　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、その訂

正請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第３３条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、その訂正請求者に対し、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第３８条　議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、その訂正請求者に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

⑵　訂正決定等をする期限

（議長等が欠けている場合の特例）

第３９条　第２８条の規定は、前２条の規定により訂正決定等をしなければならない期間の計算について準用する。

（保有個人情報の提供先への通知）

第４０条　議長は、第３６条第１項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、書面によりその旨を通知するものとする。

第３節　利用停止

（利用停止請求権）

第４１条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」とい

う。）に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

⑴　第３条第２項の規定に違反して保有されているとき、第５条の規定に違反して取り扱われているとき、第６条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第１１条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

⑵　第１１条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

（利用停止請求の手続）

第４２条　利用停止請求は、議長が別に定める事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第４３条　議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の存否に関する情報）
第４４条　第２４条の規定は、利用停止請求があった場合について準用する。
（利用停止請求に対する措置）
第４５条　議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、その利用停止請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
２　議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、その利用停止請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
（利用停止決定等の期限）
第４６条　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、その利用停止請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第４２条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、その利用停止請求者に対し、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。
（利用停止決定等の期限の特例）
第４７条　議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、その利用停止請求者に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。
⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由
⑵　利用停止決定等をする期限
（議長等が欠けている場合の特例）
第４８条　第２８条の規定は、前２条の規定により利用停止決定等をし

なければならない期間の計算について準用する。

第４節　審査請求

（処分等についての審査請求の審査庁）

第４９条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為（以下「処分等」という。）についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

２　処分等についての審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「不服審査法」という。）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査請求があった旨等の通知）

第５０条　市長は、処分等について審査請求があったときは、不服審査法第２４条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。

⑴　当該処分等に係る開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人（不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

⑵　議長（不服審査法第２１条第１項の規定により議長を経由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第２２条第１項に規定する場合において議長に対して当該審査請求が行われたときを除く。）

⑶　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人である場合を除く。）

２　前項の規定は、不服審査法第４３条第１項の規定により市長が処分等についての審査請求について審査委員会に諮問した場合について準用する。この場合において、前項中「各号」とあるのは、「各号（第２号を除く。）」と読み替えるものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第５１条　第２９条第３項の規定は、市長が処分等についての審査請求について次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「当該開示決定の日」とあるのは「処分等についての審査請求に対する裁決に係る裁決書の謄本の送付を受けた日（以下「裁決書受領日」という。）」と、「当該開示決定後」とあるのは「裁決書受領日以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決があった旨及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

⑴　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

⑵　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第５節　雑則

（開示請求等に係る費用負担）

第５２条　開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る事務については、手数料は、徴収しない。

２　開示決定に基づく第３０条第１項の規定による文書の写し等の交付を受ける者は、議長が別に定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（整理が行われていない保有個人情報に係る特例）

第５３条　保有個人情報（情報公開条例第７条に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（前節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第５４条　議長は、開示請求等をしようとする者がそれぞれ容易かつ的

確に開示請求等をすることができるよう、議会が保有する保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第４章　雑則

（保有特定個人情報に関する特例）

第５５条　保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であるものに関しては、第１１条第２項（第２号から第４号までに係る部分に限る。）及び第３１条の規定は適用しないものとし、次表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１１条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	利用し、又は提供してはならない	利用してはならない
第１１条第２項	利用し、又は提供する	利用する
第１１条第２項第１号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第４１条第１項第１号	又は第１１条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第５５条の規定により読み替えて適用する第１１条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルで議会が保有するものをいう。）に記録されているとき
第４１条第１項第２号	第１１条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第５６条　議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査委員会への諮問）

第５７条　議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査委員会に諮問することができる。

（施行の状況の報告等）

第５８条　議長は、毎年度、この条例（特定個人情報の取扱いに関する

番号利用法の規定を含む。次条において同じ。）の施行の状況を取りまとめ、審査委員会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（委任）

第５９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

第５章　罰則

第６０条　議会職員若しくは議会職員であった者、第８条第２項若しくは第１４条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第１項第２号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。

第６１条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

第６２条　議会職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

第６３条　第６０条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第６４条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５０，０００円以下の過料に処する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に議会が行っている個人情報を利用する業務については、第１６条第１項中「開始しようとするときは」とあるのは、「行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」として、同項の規定を適用する。

３　この条例の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイル（第１７条第１項の議長が別に定めるものを除く。）については、同項中「保有しようとするときは」とあるのは、「保有しているときは、この条例の施行後遅滞なく」として、同項の規定を適用する。

（説　明）

議会の個人情報の保護に関する取り扱いについて定めるため、本案を提出する。